

自立援助ホーム みんなのいえ 給与規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 就業規則第51条の規定により、職員の給与については本規程の定めるところによる。

2 前項の職員とは就業規則第6条により採用されたものをいう。

3 嘱託、臨時、又は日々の雇用者及びパートタイム職員等については年齢、経験、学歴、技能及び職務の内容等を考慮して各人ごとに決定する。

(均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取扱いをしない。

(男女同一賃金)

第3条 職員が女子であることを理由として、給与について男子と差別的取扱いをしない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、本給（本人給、仕事給）及び第4章に定める手当並びに退職金とする。

(給与の締切日及び支給日)

第5条 給与の締切期間は、前月16日より当月15日までの期間とし、その期間の分を当月25日に支給する。

2 前項の支給日の当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

(給与の計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、本規程等で別に定める場合は、その規程による。

2 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。

3 新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算にて支給する。

(非常時払い)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

(1) 職員の結婚、出産、疾病、災害の場合

- (2) 職員の収入によって生計を維持する者が、結婚、出産、疾病又は災害を受けた場合
- (3) 解雇又は退職した場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があるとホーム長が認めた場合

(給与の支払方法)

第8条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支給する。

ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支給する。

(給与の預金口座振込)

第9条 第8条の規定にかかわらず、給与は本人の希望により預金口座への振込方法を取ることができる。

(休職期間中の給与)

第10条 就業規則第14条に規定する休職期間中の給与は次のとおりとする。

- (1) 就業規則第14条第2号による休職については、休職期間が6カ月に達するまでは基本給及び扶養手当の2分の1を支給し、以後は支給しない。

第2章 基本給

(基本給の構成)

第11条 職員の給与は本人給をもって構成し、年齢、経験、学歴、技能及び職務の内容等を考慮して各人ごとに決定する。

- 2 基本給は、在籍職員については新たに設定した額をもって基本給とし、以降は、毎年、別表2に定める「給料表」にもとづいて昇給を行なうものとする。
- 3 職員の初任給は、別表1に定める「初任給格付と最低号給」によるものとする。

第3章 昇(降)給及び昇(降)格

(昇給の種類及び時期)

第12条 昇給は、定期昇給する。

- 2 昇給は、特別の定めのある者以外は、在職1年以上の職員に対し、毎年4月に実施するものとする。
- 3 前各号の規定にかかわらず、職員が満65歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることはできない。

(定期昇給)

第13条 定期昇給は、別表2の「職員給料表」により昇給する。

- 2 以下の各号の一に該当する者については昇給を保留することがあるものとする。
 - ① 昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者

- ② 著しく技能の低い者又は勤務成績ならびに素行不良の者
- ③ 別表 3 の「職級・職位・職責・昇任の要件」によるものとする。

第 4 章 手当

(手当の種類及び額等)

第 15 条 職員に対し、以下の手当を支給する。

① 管理職手当

管理職手当は給与月額額の 10% をホーム長に支給する。但しこの場合、時間外勤務手当と重複はできないものとする

② 特殊業務手当

特殊業務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とする職員に対し支給する。

③ 住宅手当

住宅手当は次に掲げる職員で通勤距離が 30 km 以内の者に支給する。

自ら居住する住宅を世帯主として、借り受け家賃を支払っている職員について月額 10,000 円を限度として支給する。

④ 扶養手当

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主として、その職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 22 歳未満の子及び孫
- (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 18 歳未満の弟妹
- (5) 心身に著しい障害のある者

上記の者で(1)に該当する扶養親族については 10,000 円、(2)～(5)までの扶養親族のうち 1 人までについては、それぞれ 3,000 円その他の扶養親族については 1 人につき 1,500 円とする。

また、新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨をホーム長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者のある場合。
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者のある場合。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には正規の職員時間外に勤務した時間に対し、勤務時間 1 時間あたりの給料額の 100 分 125 を時間外手当として支給する。

基準賃金(本俸÷1カ月の所定労働日数÷1日の所定労働時間数)×所定労働時間外に労働した時間数×1.25

⑥ 休日労働手当

(1) 所定休日に勤務することを命じられた職員がその勤務に服した場合は、勤務時間1時間あたりの給料額の100分125を休日手当として支給する。

基準賃金(本俸÷1カ月の所定労働日数÷1日の所定労働時間数)×所定休日に労働した時間数×1.25

(2) 法定休日に勤務することを命じられた職員がその勤務に服した場合は、勤務時間1時間あたりの給料額の100分135を休日手当として支給する。

基準賃金(本俸÷1カ月の所定労働日数÷1日の所定労働時間数)×法定休日に労働した時間数×1.35

⑦ 調整手当

調整手当は従来賃金を保障しなければならない場合、又はみんなのいえが必要と認めた職員に支給する。

⑧ 通勤手当

通勤手当は、通勤のために交通機関を利用し、運賃を負担することを常例とする職員に支給する。但し、通勤距離が片道2km未満である職員には支給しない。

(1) 通勤手当の月額額は職員が通勤のために利用する交通機関の発行する経済的、かつ合理的と認められる利用区間にかかる通用期間1ヶ月の定期券の価格に相当する額とする。但し、最高限度額は50,000円とする。

(2) 職員は次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、ホーム長にその旨を届け出なければならない。

① 新たに通勤手当の要件を具備するに至った場合。

② 通勤手当を受けていた職員が支給要件を欠くに至った場合。

③ 通勤のために負担する運賃の額に変更があった場合。

(3) 通勤手当の支給を受けている職員が出張・欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

通勤に自転車及び自動車を使用することを常例とする職員については、下記の通りとする。有期契約職員に対しても、同様の金額を支給するものとする。

2kmを超え10kmまで 4,200円

10kmを超え15kmまで 7,100円

15kmを超え25kmまで 12,900円

⑨ 宿直手当

宿直手当は、別紙「宿直勤務規定」に従い支給する。

⑩ 処遇改善手当

処遇改善加算の支給額は、「民間児童養護施設等改善費」による、加算見込額の範囲内において、処遇改善に該当する職種、業種の職員に対して支給する。

ただし、国、都道府県により「民間児童養護施設等改善費」の加算が見込まれない場合、又は廃止される場合においては、処遇改善手当は支給しないものとする。

第5章 退職金

(退職金の支給)

第17条 職員が退職した場合は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会に定める退職手当共済契約により、退職金を支給する。常勤職員に限らず、有期契約職員においても適用することが有り得る。

ただし、嘱託ならびに臨時に雇い入れた者には、これを適用しない。

2 定年退職者、死亡退職者等で特に功労のあったと認められる者に対してみんなのいえより功労金を支給することができる。

3 みんなのいえの経営状況により、公益社団法人千葉県社会福祉共助会の退職手当共済契約を結ばないこともあり得る。

第6章 旅費

(旅費)

第18条 市内出張及び近接地への上出張については、鉄道運賃等の実費のみ支給する。

(旅費の支給方法)

第19条 旅費は、原則として任務終了後支給するが、必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後精算することができる。

第7章 改正

(改正)

第20条 この規程を変更、改正、廃止するときは、職員の代表者の意見を聞いたうえ、ホーム長、管理者に就くものが検討して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

制 定 平成28年11月1日に制定する。

改 正 平成29年10月8日に改正する。

改 正 平成30年3月11日に改正する。

初任給格付と最低号給

職種	給料表	職位	等級・号給
ホーム長(施設長)、管理職、 自立支援スタッフ(指導員、保育士)、事務員	別紙2 職員給料表	自立支援スタッフ (初級)	高卒 1級 5号給
			短大2卒 1級 17号給
			短大3卒 1級 21号給
			4大卒 1級 25号給
			最低号給
		自立支援スタッフ(上級)	2級 9号給
		管理職	3級 1号給
ホーム長(施設長)	4級 1号給		
運転手、用務員		一般(初級)	学歴不問 1級 5号給

○一般職員、指導職において、職務に必要な資格が規定されている場合であって当該資格を有していない場合は、すべての学歴において当該号給から4号給下位に初任給格付する。その者が有資格者となった場合は就職時に遡ることなしに有資格者となった直近の昇給に4号給を加算する。

○学歴不問とは、大卒であっても1級5号給を初任給とする。

前歴換算表

経験の種類	換算率
社会福祉事業における同職種	10割換算
社会福祉事業における別職種	10割換算(上限7年まで)
無認可等の社会福祉事業における職種	10割換算(上限7年まで)
上記以外の同職種	5割換算

※前職歴が1年未満の取扱い

3か月未満	切り捨て
3か月以上6か月未満	1号給
6か月以上9か月未満	2号給
9か月以上12か月未満	3号給

職員給料表

職位	一般(初級)	一般(上級)	管理職	ホーム長(施設長)
職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	134,700	134,700	213,100	244,900
2	135,600	135,600	215,000	246,800
3	136,700	136,700	217,000	248,800
4	137,800	137,800	218,700	250,800
5	138,800	138,800	220,500	252,900
6	139,900	139,900	222,300	254,900
7	140,900	140,900	224,200	257,000
8	142,000	142,000	226,100	259,000
9	142,900	142,900	228,000	261,100
10	143,900	143,900	229,800	263,200
11	145,000	145,000	231,600	265,300
12	146,000	146,000	233,600	267,500
13	147,100	147,100	235,500	269,500
14	148,300	148,300	237,500	271,700
15	149,600	149,600	239,200	273,800
16	150,800	150,800	241,200	275,900
17	152,200	152,200	243,300	278,000
18	154,300	154,300	245,300	280,200
19	156,400	156,400	247,200	282,400
20	158,600	158,600	249,200	284,400
21	160,800	160,800	251,200	286,600
22	162,600	162,600	253,200	288,800
23	164,400	164,400	255,100	291,100
24	166,300	166,300	257,200	293,300
25	168,100	168,100	259,300	295,400
26	170,000	170,000	261,300	297,600
27	171,900	171,900	263,200	299,800
28	173,900	173,900	265,300	302,000
29	175,800	175,800	267,500	304,200
30	177,400	177,700	269,700	306,500
31	179,100	179,700	271,800	308,800
32	180,900	181,700	273,900	311,100
33	182,700	183,800	276,000	313,400
34	184,600	185,900	278,100	315,900
35	186,500	187,800	280,200	318,300
36	188,400	189,700	282,300	320,600
37	190,400	191,600	284,400	322,800
38	192,100	193,400	286,500	325,100
39	193,700	195,200	288,600	327,100
40	195,300	196,800	290,700	329,300
41	197,000	198,500	292,800	331,400
42	198,500	200,300	295,000	333,400
43	200,000	202,000	297,200	335,600
44	201,500	203,600	299,400	337,600
45	203,000	205,200	301,600	339,700
46	204,600	207,000	303,700	342,000
47	206,000	208,600	305,800	344,000
48	207,600	210,200	307,700	346,000
49	209,000	211,900	309,700	348,100
50	210,400	213,500	311,700	350,100
51	211,900	215,100	313,700	352,200
52	213,400	216,800	315,800	354,200
53	214,800	218,300	317,900	356,300
54	216,300	219,900	319,900	358,100

55	217,700	221,600	322,000	360,000
56	219,200	223,200	323,800	361,900
57	220,600	224,700	325,700	363,800
58	222,000	226,300	327,600	365,300
59	223,500	227,900	329,700	366,500
60	224,800	229,400	331,600	367,900
61	226,200	231,000	333,400	369,100
62	227,500	232,500	335,300	370,500
63	229,100	234,100	337,200	371,800
64	230,500	235,700	339,100	373,100
65	231,800	237,200	340,700	374,300
66	233,100	238,800	342,500	375,600
67	234,200	240,400	344,400	376,600
68	235,400	241,900	346,200	377,700
69	236,600	243,500	347,900	378,700
70	238,000	245,100	349,200	379,800
71	239,200	246,600	350,300	380,700
72	240,300	248,200	351,400	381,700
73	241,300	249,700	352,400	382,700
74	242,500	251,200	353,700	383,300
75	243,700	252,900	354,700	384,100
76	244,900	254,400	355,900	384,900
77	246,000	255,900	356,900	385,500
78	247,200	257,500	357,700	386,100
79	248,400	259,000	358,600	386,700
80	249,600	260,400	359,300	387,300
81	250,700	261,900	360,000	387,800
82	251,900	263,400	360,800	388,400
83	253,000	264,900	361,400	388,900
84	254,100	266,300	362,200	389,400
85	255,300	267,700	362,800	389,900
86	256,500	269,300	363,600	390,300
87	257,600	270,700	364,300	390,800
88	258,700	272,200	365,000	391,300
89	260,000	273,600	365,700	391,700
90	261,000	274,900	366,200	392,300
91	262,200	276,400	366,600	392,700
92	263,300	277,800	367,100	393,200
93	264,400	279,200	367,600	393,600
94	265,600	280,500	368,200	394,100
95	266,800	281,900	368,500	394,700
96	267,800	283,200	368,900	395,100
97	268,900	284,500	369,300	395,500
98	269,700	285,800	369,800	395,900
99	270,500	286,900	370,400	396,400
100	271,400	288,200	370,800	396,800
101	272,100	289,300	371,300	397,200
102	273,100	290,500	371,800	397,600
103	274,000	291,600	372,400	397,900
104	274,800	292,700	372,900	398,300
105	275,500	293,800	373,200	398,700
106	276,000	294,600	373,700	399,100
107	276,700	295,500	374,200	399,500
108	277,400	296,400	374,700	399,900
109	278,100	297,100	375,200	400,300
110	278,800	297,800	375,600	400,800
111	279,300	298,500	376,100	401,200
112	279,900	299,100	376,600	401,600
113	280,500	299,800	377,100	402,000

114	281,100	300,200	377,500	402,400
115	281,700	300,700	378,000	402,800
116	282,200	301,200	378,300	403,200
117	282,600	301,500	378,700	403,600
118	282,900	301,900	379,200	403,900
119	283,300	302,200	379,600	404,300
120	283,700	302,500	380,000	404,600
121	284,100	302,800	380,400	405,100
122	284,400	303,200	380,700	405,500
123	284,800	303,500	381,200	405,900
124	285,200	303,700	381,600	406,300
125	285,600	304,000	382,000	406,700
126	286,000	304,400	382,400	407,100
127	286,400	304,700	382,800	407,500
128	286,800	305,000	383,200	407,900
129	287,100	305,300	383,600	408,300
130	287,500	305,700	384,100	408,700
131	287,900	306,000	384,500	409,100
132	288,300	306,200	384,900	409,500
133	288,700	306,500	385,200	409,900
134		306,900	385,600	410,300
135		307,200	386,000	410,700
136		307,500	386,400	411,100
137		307,800	386,700	411,500
138		308,100	387,100	411,900
139		308,400	387,500	412,300
140		308,700	387,800	412,700
141		309,000	388,200	413,100
142		309,300		413,500
143		309,600		413,900
144		309,900		414,300
145		310,200		414,700
146		310,500		415,100
147		310,800		415,500
148		311,000		415,900
149		311,300		416,300
150		311,600		
151		311,900		
152		312,200		
153		312,500		
154		312,800		
155		313,100		
156		313,400		
157		313,700		
158		314,000		
159		314,300		
160		314,600		
161		314,900		
162		315,200		
163		315,500		
164		315,800		
165		316,100		
166		316,400		
167		316,700		
168		317,000		
169		317,300		
170		317,600		
171		317,900		
172		318,200		

173		318,500		
174		318,800		
175		319,100		
176		319,400		
177		319,700		
178		320,000		
179		320,300		
180		320,600		
181		320,900		
182		321,200		
183		321,500		
184		321,800		
185		322,100		
186		322,400		
187		322,700		
188		323,000		
189		323,300		
190		323,600		
191		323,900		
192		324,200		
193		324,500		
194		324,800		
195		325,100		
196		325,400		
197		325,700		
198		326,000		
199		326,300		
200		326,600		
201		326,900		
202		327,200		
203		327,500		
204		327,800		
205		328,100		
206		328,400		
207		328,700		
208		329,000		
209		329,300		
210		329,600		
211		329,900		
212		330,200		
213		330,500		
214		330,800		
215		331,100		
216		331,400		
217		331,700		

職級・職位・職責・昇任の要件

職級	職位	職責	昇任の要件
1級	一般職員(初級)	通常業務に必要な基礎的知識や技術を習得し、日常業務を自律的に遂行する。	
2級	一般職員(上級)	高度な知識を習得し、応用的判断を要する業務を遂行する。下位職位職員等に対して助言、相談に応じる。	一般職員(初級)としての業績が良好であり、かつ初級歴が5年以上のもの
3級	管理職	ホーム長の指揮監督を受け、困難業務にあたるとともに、職員の育成も行う。	一般職員(上級)としての業績が良好であり、かつ上級歴が10年以上のもの
4級	ホーム長(施設長)	理事長の命を受け、施設運営の総括を行う。	理事会において選任する

○昇格とは

※昇任とは、職級(職位)が上がること 例)一般職員(初級)から一般職員(上級)になること。

※昇任とは、給料表の級が上がること 例)1級から2級になること。

※本人が昇任・昇格を希望しない場合は、昇任・昇格は行わない。

※「調理員、用務員、運転手等」の昇格は原則として2級(一般職員・上級)までとする。

○降格とは

※業績や業務態度が不良の場合は降任、降格とする。

※本人の申出により降任・降格をする。

○昇給とは

※業績や業務態度が良好な者に対して、年1回のみ行う。昇給幅が4分割されているため昇給月を統一する。

昇給月を統一	前回の昇給から経過期間が3か月未満 ⇒	昇給なし
	前回の昇給から経過期間が3か月以上6か月未満 ⇒	1号給
	前回の昇給から経過期間が6か月以上9か月未満 ⇒	2号給
	前回の昇給から経過期間が9か月以上12か月未満 ⇒	3号給
	前回の昇給から経過期間が12か月以上	4号給

○昇給停止とは

※職員が満65歳に達した日以降、直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることはできない。

令和3年6月18日

千葉県知事 様

市原市青柳 568 番 1
特定非営利活動法人光と風と夢
理事長 小倉 淳

前事業年度の役員報酬の支給に関する規定について

本法人においては、役員報酬の支給に関する規定について、下記の理由により、現在作成しておりません。

記

作成していない理由

・役員報酬について、現在支給していないため。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	----------------	------	--------------------

1. 資金に関する事項-[①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収益 (法人社員10名) /	50,000 円
受取寄附金収益 (現金寄附) /	1,626,058 円
受取寄附金収益 (物品寄附) /	725,186 円
児童自立生活援助事業収益 (助成金) /	2,079,000 円
地域交流事業収益 (助成金)	1,219,000 円
児童自立生活援助事業収益 (措置費収入等)	23,535,096 円
その他収益 (児童自立生活援助事業及び地域交流事業に従事する職員からの給食費収入)	118,311 円
その他収益 (受取利息配当金収益)	5 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	29,352,656 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	296,000 円
	2,050,000 円
	円
	円
	円
合 計	2,346,000 円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,355,231円	児童自立生活援助事業における措置費(施設運営費)
		11,379,865円	児童自立生活援助事業における措置費(施設運営費)
		1,979,000円	児童自立生活援助事業における従事職員への体制強化補助金
		1,000,000円	地域交流事業における運営費助成
		219,000円	地域交流事業における運営費助成

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,028,050円	地域交流事業開設のための建物修繕、駐車場整備費等
		960,000円	家賃(児童自立生活援助事業を運営する家賃費)
		188,793円	電気代(児童自立生活援助事業運営に係る電気代)
		94,740円	車検(児童自立生活援助事業に供している車両の点検)
		1,226,640円	給食費(児童自立生活援助事業に係る入居児への食事のための買物代等)

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
103人	16,732,224円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
				円
令和3・9・17			地域交流事業開設のための外階段設置費	930,000円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載方法

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却収益、受取利息収益等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員親族等若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員親族等の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

実 施 日	使 途	金 額
		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	令和2年4月1日～令和3年3月31日	4人	0人	%	人	%
㊹	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊺	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊻	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊼	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

㊸ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款 第8条「各正会員の表決権は、平等なものとす。」	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	4人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時		
小倉 淳		理事長		○						○	28.9.16 ～
神田 宗武		理事		○						○	28.9.16 ～
星野 裕子		理事		○						○	28.9.16 ～
中 涼恵		監事		○						○	28.9.16 ～

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員状況」 第3表付表1 記載方法

1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。

2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉚」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「㉔」から「㉚」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉚」～「㉚」の欄を記載する必要はありません。

3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

- ① 特定の法人の役員又は使用人
- ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

○ 直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○ 間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕分帳	会計ソフト管理 バインダー	随時	10年
総勘定元帳	会計ソフト管理 バインダー	随時	10年
現金出納帳（小口現金出納帳）	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時	10年
預金出納帳	会計ソフト管理	随時	10年
固定資産台帳	会計ソフト管理 バインダー	随時	10年
請求書・領収書	装丁帳簿	随時	10年
給与台帳	給与ソフト管理 バインダー	随時	10年

(記載方法)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> </tr> </tbody> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無								
<p>㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。</p>													

「認定基準等チェック表」(第7表)記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉑」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人光と風と夢	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p>		
<p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p>		
<p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>		
<p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>		
<p>ニ 暴力団の構成員等^(注2)</p>		
<p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p>		
<p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p>		
<p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p>		
<p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p>		
<p>6 次のいずれかに該当する法人</p>		
<p>イ 暴力団</p>		
<p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。